



20年の感謝

宝の都（くに）・大崎を未来へ

大崎市誕生 20 周年記念 地域活動支援事業補助金のご案内

【重要】 本補助金は予算の範囲内で交付します。予算がなくなり次第、申請期限前でも受付を終了します。

1 どんな補助金？（目的）

大崎市誕生 20 周年を記念し、「大崎市の宝（農畜産物，歴史，文化，自然，観光資源等）」を題材にした市内の地域活動（取組やイベント等）を支援する補助金です。

【市からのお願い】

本補助金を活用する事業には，普段の活動にプラスして，「大崎市誕生 20 周年ならではの特別な企画や工夫」をぜひ盛り込んでいただきますようお願いいたします！
みんなで 20 周年を盛り上げましょう。

2 誰が申請できる？（対象団体）

以下のすべてを満たす団体（複数団体の合同も可）が対象です。

- （1）会員の半数以上が、市内に在住・通勤・通学していること
（行政区，町内会等以外は上記を確認できる団体名簿をご提出願います。）
- （2）活動の拠点が市内にあること
- （3）暴力団員（過去 5 年以内を含む）が会員にいないこと
- （4）規約や会則等があり，代表者が決まっていること
- （5）その他，市長が適当と認める団体

3 どんな事業が対象？（対象事業）

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に，市内で実施する事業で，「大崎市誕生 20 周年記念事業」等の冠（タイトル）を付けた以下のいずれかの事業。

- （1）大崎市の宝を再確認し，20 周年の感謝と魅力を発信する事業
- （2）大崎市の宝を活用し，地域のさらなる活性化を促進する事業
- （3）大崎市の宝を未来へ継承する事業
- （4）その他，市長が特に認めるもの

【冠名称】 下記のいずれかをご使用ください。

- 「大崎市誕生 20 周年記念事業 20 年の感謝 宝の都（くに）・大崎を未来へ」
- 「大崎市誕生 20 周年記念事業」
- 「20 年の感謝 宝の都（くに）・大崎を未来へ」

【事業のアイデア例】 ※あくまでイメージです。補助対象となるかは要綱に基づく審査で決定します。

魅力発信：地域の宝を巡るまち歩きツアー，昔と今の写真展

活性化：複数エリアを回るスタンプラリー，伝統芸能の特別公演

継承：子ども向け郷土学習ワークショップ，伝統行事の体験会

【注意】対象外となる事業

国，県，市などの他の補助金をもらっている事業

専ら営利を目的とする事業

4 いくらもらえる？（補助額と対象経費）

補助率：(交付対象経費－売上金等)の1/2(半分) ※1,000円未満は切り捨て

上限額：(1)主に地域住民を対象とする事業：上限10万円

(2)広く市民等を対象とする事業：上限20万円

回数：1団体につき，1回・1事業まで

【対象となる経費】

交付対象経費	
事業費	賃金 旅費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 賄材料費 通信運搬費 手数料 筆耕料 保険料 使用料 賃借料 原材料費
会場費	会場借上料 会場設営費 会場撤去費 消耗品費 燃料費 光熱水費 機材借用費
報償費	出演者謝礼 協力者謝礼
広告宣伝費	広告掲載費 印刷製本費 新聞折込手数料
委託費	警備委託 看板制作・設置委託等

※負担金，助成金，出店料，売上金，寄附金，協賛金，広告費等の自主財源がある場合は，交付対象経費から差し引いて計算します。

【対象とならない経費】（補助金は使えません。）

(1) 団体の構成員に対する人件費

(2) 飲食を目的とした経費（事業の実施に必要な賄材料費を除く。）

(3) 備品等の財産の取得に係る経費

(4) 工事費

(5) 団体の経常的な経費（事務所等の賃貸料，事務機器のリース料，通信費，光熱水費等）

(6) 専ら営利目的で行う事業に要する経費

(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が不相当と認めた経費

5 手続きの流れ（申請から支払いまで）

（1）交付の申請（様式第1号～第4号）

提出期限：令和9年3月10日まで（※予算がなくなり次第終了）

申請書，団体概要，事業計画，収支予算，規約，会員名簿などを市へ提出します。
市が審査し，「交付決定通知書」をお送りします。

※大崎市誕生20周年記念事業冠使用承認申請書につきましてもご提出願います。

冠名称 「大崎市誕生20周年記念事業 20年の感謝 宝の都（くに）・大崎を未来へ」
「大崎市誕生20周年記念事業」
「20年の感謝 宝の都（くに）・大崎を未来へ」

（2）事業の実施

20周年記念事業であることをPRしながら事業を実施してください。

※内容を変更したい，または中止したい場合は，事前に市へ申請が必要です（様式第6号，第8号）。

（3）実績報告（様式第11号～第13号）

提出期限：事業完了から1カ月以内，または 翌年度4月20日のどちらか早い日
実績報告書，収支決算書，領収書の写し，チラシやパンフレット，事業の実施状況
が分かる写真，団体通帳の写し（事業収入がある場合）などを市へ提出します。

（4）補助金の確定と請求（様式第15号～第16号）

市が報告書を審査し，補助金の額を確定して通知します。

その後，市へ請求書を提出いただき，指定口座へ補助金をお支払いします。
（通帳の写しの添付）

※事業の性質上，どうしても前払いが必要な場合は「概算払」も可能です。

【お問合せ・提出先】

大崎市 市民協働推進部 政策課

電話：0229-23-2129

E-mail：seisaku@city.osaki.miyagi.jp

※本資料は概要です。詳細なルールや様式については，大崎市公式ウェブサイトに掲載
の「大崎市誕生20周年記念地域活動支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

